

消費者

貴金属を安く買い取る業者に注意！
〜クーリング・オフができます〜



ある日、Aさんのお宅に「不要な靴はありませんか。私たちが買取ります」と電話がかかってきました。Aさんは、少しでもお金になるならいいかなと思いい、業者に訪問してもらうことにしました。Aさんが不要な靴を20足出すと、3000円で買い取ってもらったことになりました。

その後業者は「不要な貴金属はありませんか」と聞いてきました。あまりにもしつこく聞かれたため、Aさんは言われるがまま、指輪やネックレスの貴金属を見せました。すると、業者は貴金属8点を合計3万7千円で買い取ると言いました。業者の口調の強さに断れなくなったAさんは、そのまま、代金を受け取って書類に署名してしまいました。

業者が帰った後、落ち着いて考えたAさんは、とても後悔し、消費者センターに相談しました。

これは「訪問購入」のトラブル事例

です。靴や洋服を買い取ると言って訪問してきた業者に、貴金属を安値で買い取られてしまったという相談が寄せられています。

訪問購入についてもクーリング・オフ制度が適用されます。書面を受け取った日を含めて8日以内であれば、無条件に取り戻すことができます。ただし、クーリング・オフが適用されない品物がありますので注意してください。また、契約をしたとしても商品を手渡す必要はありません。渡した品物が転売されて戻ってこなかった事例もあります。その場合、損害の算定が困難です。慎重に考えてから渡しましょう。

Aさんはクーリング・オフの結果、売った品物を返してもらったことができませんでした。売りたいくない場合はきっぱりと断ることが大切です。

困ったことがあれば、消費者センターに相談してください。

■ご相談は消費者センター（メルカつきまち4階、相談専用☎8299・1234）へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時〜午後5時です。12月28日（月）〜1月4日（月）、月曜日は休業（祝日の場合、直後の平日）。